

平成30年第2回定例会（9月議会）

教育公安委員会提出資料

（所管事項審査関係資料）

平成30年9月14日

教 育 委 員 会

目 次

総務課

- ・ 障害者の雇用状況に関する再調査結果について 1
- ・ 学校事務のあり方に関する検討結果について 3、別紙

障害者の雇用状況に関する再調査結果について

総務課

1 概要

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者の雇用状況等について、教育委員会職員に関して不適切な算定があったことから、再調査したが、その結果は以下のとおりである。

平成30年6月1日現在（法定雇用率2.4%）

	当初報告	再調査	差引
算定基礎職員数※1	6,966.5人	6,966.0人	△0.5人
障害者実人数	118人	102人	△16人
障害者算定数※2	166人	147人	△19人
実雇用率	2.38%	2.11%	△0.27%
不足障害者数	1人	20人	19人

※1 「算定基礎職員数」において、短時間勤務職員は1/2で算定

※2 「障害者算定数」において、重度障害者は2倍、短時間勤務職員は1/2で算定

(1) 当初報告の障害者実人数の内訳

手帳等所持職員 26人
手帳等所持不明職員等 92人

(2) 再調査の障害者実人数の内訳

手帳等所持職員 102人
(うち新たに手帳等の所持を確認した職員 4人)
手帳等不所持職員等 20人
(手帳等なし9人、手帳等返却済4人、回答なし6人、退職済1人)

【再調査の方法】

手帳等の写しの提出により確認を行った。

なお、手帳等とは、身体障害者手帳、療育手帳（又は児童相談所等による知的障害者であることの判定書）、精神障害者保健福祉手帳。これらの手帳がない場合は、知事の定める医師又は産業医による診断書、意見書のことである。

2 今後の対応

国のガイドラインに沿った適正な運用を行うとともに、障害者の法定雇用率の達成に向け、教職員や非常勤職員の採用を積極的に進める。

(参 考)

平成29年6月1日現在（法定雇用率2.2%）

	当初報告	再調査	差引
算定基礎職員数	7,781.0人	7,110.0人	△671人
障害者実人数	124人	95人	△29人
障害者算定数	174人	132.5人	△41.5人
実雇用率	2.24%	1.86%	△0.38%
不足障害者数	0人	23.5人	23.5人

学校事務のあり方に関する検討結果について

総務課

1 趣 旨

学校事務のあり方について、現場を含めた関係課所職員で構成するワーキンググループでの検討を踏まえ、具体的方策をとりまとめたので報告する。

2 概 要

現在の事務職員一括採用の現状と課題を分析した結果、各学校の全教職員が一丸となって「チーム学校」を推進する中で、将来の教育行政を牽引し、学校事務の専門性を備えた職員を配置する必要性が高まってきていることから、意欲ある出向職員の配置・育成に加え、職員採用の学校事務職種区分を復活することとする。

3 今後の予定

(1) 職員の能力向上

教育行政及び学校事務に従事する事務職員に対し、教職員の研修体系を整備し、経験年数等に応じた実務研修を実施し、スキルアップを図る。

(2) 学校事務職員の採用

2019年度県職員採用試験（翌年4月採用）において、大学卒業程度試験及び高校卒業程度試験等を実施する。